

高齢者福祉施設等における新型コロナ自主検査補助について

【現行の補助対象者】

- ①入所系施設等に新規入所する利用者
- ②資格試験受験、研修受講、冠婚葬祭等のやむを得ない理由により、感染拡大地域（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域）と往来した職員等（帰県後1週間以内に自主検査を受けた職員等に限る。）
- ③その他県が必要と認める利用者及び職員

年度末には、人の移動が増大するため

補助対象者を拡充

【拡充する補助対象者】

期間：3/15（月）～4/18（日）

内容：『その他県が必要と認める職員』として、次の二つを認める。

- ①引越、就職、研修、冠婚葬祭等のやむを得ない理由により、本人又は同居者（帰省中の家族を含む）が、感染が懸念される地域（※）と往来した職員（本人又は同居者等が帰県後、1週間以内に自主検査を受けた職員等に限る。）
- ②対象期間中に、県外から転勤又は就職した職員

※令和3年2月末現在で、緊急事態措置を実施すべきとされていた10都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）

（令和3年度の予定）

- 新規入所者（高齢者）は、市町に移行
⇒市町が実施主体になる場合のみ国庫補助対象となるため
- 高齢者以外の新規入所者や職員については、県事業として継続